

平成 21 年度政策評価書(事後評価)

担当部局：政策統括官（経済財政運営担当）
政策統括官（経済社会システム担当）
政策統括官（経済財政分析担当）
評価実施時期：平成 22 年 8 月

政策分野：5. 経済財政政策

政策名	経済財政政策の推進
基本目標	内外の経済動向を把握しつつ、産業、財政、金融、貿易、雇用等の各分野における個別の政策が全体として整合的なものとなるように誘導し、経済全体の均衡のとれた成長、高い効率性、公正な配分、世界経済との調和を目指す。
評価方式	実績評価方式

1 政策概要及び評価結果総論

(1) 政策の背景・必要性

内外の経済動向を把握しつつ、産業、財政、金融、貿易、雇用等の各分野における個別の政策が全体として整合的なものとなるように誘導し、経済全体の均衡のとれた成長、高い効率性、公正な配分、世界経済との協調を目指すため、各種施策を推進している。

政策統括官（経済財政運営担当）においては、企業再生支援機構の監督体制等の整備、政府調達に係る苦情受付・処理による調達手続きの透明・公正・競争性の向上、対日直接投資増進施策の推進による外国からの新技術導入と内外企業の多様な競争の促進、将来の道州制導入の検討に資するため道州制特別区域における広域行政の推進を行っている。

政策統括官（経済社会システム担当）が行っている民間資金等活用事業（PFI:Private Finance Initiative）の推進や公共サービス改革の推進は、民間活力の活用をそれぞれの手法で進める重要な政策であり、これまで行政が独占してきた「公」を企業、NPO 等に開き、国民が積極的に公に参画することを重視している。また、苦情処理件数が既に減少し近年は皆無ではあるが、市場開放問題苦情処理体制（OTO:Office of Trade and Investment Ombudsman）の窓口の存在は、諸外国との市場取引を円滑に保つ役割を果たし、経済活動に貢献している。

経済財政運営に当たっては、内外の経済動向を的確に把握することが必要不可欠である。現在、政策統括官（経済財政分析担当）が行っている内外の経済動向の分析は、月例経済報告等に関する関係閣僚会議等に報告され、政策運営の重要な判断材料となるとともに、内閣府ホームページへの掲載等を通じ、国民に広く情報提供を行っている。その際、ニーズに対応した質の高い分析を行うことが重要である。

(2) 根拠法令等

- ◆内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）
- ◆株式会社企業再生支援機構法（平成 21 年法律第 63 号）
- ◆道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成 18 年法律第 116 号）
- ◆道州制特別区域基本方針（平成 19 年 1 月 30 日閣議決定）
- ◆民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）
- ◆民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成 12 年総理府告示第 11 号）
- ◆当面の対外経済対策の推進について（昭和 57 年 1 月 30 日経済対策閣僚会議決定）
- ◆市場開放問題苦情処理体制の整備について（平成 6 年 2 月 1 日閣議決定）
- ◆競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）

(3) 評価対象施策

- ①企業再生支援機構の監督体制等の整備
- ②政府調達に係る苦情処理を通じた市場アクセスの改善
- ③対日直接投資の増進

- ④緊急雇用対策の実施
- ⑤道州制特区の推進
- ⑥民間資金等活用事業の推進（PFI 基本方針含む）
- ⑦市場開放問題に係る苦情処理の促進
- ⑧競争の導入による公共サービスの改革の推進（公共サービス改革基本方針含む）
- ⑨国内の経済動向の分析
- ⑩国内の経済動向に係る産業及び地域経済の分析
- ⑪海外の経済動向の分析

（４）評価結果総論

○施策評価結果一覧

	S	A	B	C	未集計等
1	①	8 ③④⑥⑦ ⑧⑨⑩⑪	0	0	2 ②⑤

○総合的評価

企業再生支援機構の監督体制等の整備（①）に関しては、目標を堅実に達成している。対日直接投資の増進（③）に関しては、目標達成に向けて一定の進展が見られる。緊急雇用対策（④）に関しては、事業を開始し、達成に向けて進展している

政府調達に係る苦情処理を通じた市場アクセスの改善（②）に関しては、アクセス数のカウント方式の変更により、比較困難のため未集計となった。道州制特区の推進（⑤）に関しては、「道州制ビジョン懇談会」が廃止され、その下部会合であったシンポジウムも開催されないこととなり、また、道州制特別区域推進会議も同様に当面実施しないこととなったため、未集計等（施策の未実施）とした。

民間資金等活用事業の推進（⑥）、市場開放問題に係る苦情処理の促進（⑦）、競争の導入による公共サービスの改革の推進（⑧）において、すべて目標を着実に達成している。

民間資金等活用事業の推進に関しては、PFI アニュアルレポート 2009 の報告、PFI 標準契約 1（公用施設整備型・サービス購入型版）のとりまとめ・公表を行った。競争の導入による公共サービスの改革の推進に関しては、公共サービス改革基本方針を全面的に見直すとともに、平成 21 年 12 月に行政刷新担当大臣が示した改革の重点分野に関する検討結果を基本方針（平成 22 年 7 月 6 日閣議決定）に反映させた。

内外の経済動向の分析（⑨～⑪）については、主要な会議等へ報告され、経済財政政策への貢献が図られている。また、公表物や指標等は迅速にホームページに掲載し、広く国民への情報提供に努めており、各方面からのニーズに対応した質の高い調査分析結果を提供するという目標は達成されている。

（５）政策全体の課題と今後の取組方針

①～⑤の政策は、我が国経済の発展のためにも必要性が高いものであり、その推進そのものが全体の課題といえる。すなわち、我が国経済の発展のため、世界経済との協調と国民生活の安定の確保を前提としつつ、企業再生支援機構の監督体制等の整備、政府調達に係る苦情受付・処理による調達手続きの透明・公正・競争性の向上、対日直接投資増進施策の推進による外国からの新技術導入と内外企業の多様な競争の促進、将来の道州制導入の検討に資するため道州制特別区域における広域行政の推進の増進等が必要である。

このような状況の中、経済財政の運営にあたっては、各分野における個別の政策が全体として整合的なものとなるように誘導する必要がある。今後とも関係機関との連携を深めるとともに、外部有識者からの指摘等も踏まえながら、より効果的な政策の実施に務め、その成果を外部へ積極的に発信していく。

⑥～⑧の政策は、経済活動の円滑化、活性化のためにも必要性が高いものである。全体の課題としては、その推進そのものが挙げられる。

民間資金等活用事業の推進に関しては、PFI 推進委員会が平成 22 年 5 月 25 日に公表した「中間的とりまとめ」の 8 項目の課題を解決するため、課題の規模や必要性を考慮の上、計画的に実施して行くとともに、予算の拡充を検討する。

市場開放問題に係る苦情処理を通じた市場アクセスの改善に関しては、苦情持込実績が近年皆無となっている状況に鑑み、最小限の経費確保を図る。

競争の導入による公共サービスの改革の推進に関しては、公共サービス改革基本方針に沿ってさらに改革に取り組む。

経済財政運営に当たっては、内外の経済動向を的確に把握することが必要不可欠であり、本事業（⑨～⑪）については今後も継続する。引き続き情報収集体制の強化、関係部局との連携を深め、外部有識者からの指摘等も踏まえ、適切なテーマの選定、内容の充実、外部への十分な周知に取り組んでいく。

2 各施策の概要及び評価結果

(1) 企業再生支援機構の監督体制等の整備〔政策統括官（経済財政運営担当）付 企業再生支援機構担当室〕

ア 施策の概要

企業再生支援機構の業務の適正さを担保するため認可申請及び認可等について、適時・適切な対応を行う。また、機構の理解醸成のための説明会や業務実態の調査のためヒアリングを行う。

予算額	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	—	—	25

(単位：百万円)

イ 政策評価の結果

施策単位での評価		S			
評価指標		19 年度	20 年度	21 年度	達成度
企業再生支援機構の認可申請に対する認可・不認可を行う	目標値			適時・適切に実施	
	実績値			適時・適切に実施	達成できた (A)
全国の地方自治体、地域金融機関及び地域企業等を対象にした説明会の実施	目標値			5 回以上／年	
	実績値			19 回／年	目標以上の成果を達成できた (S)

ウ 目標の達成状況の分析

<有効性>

企業再生支援機構の認可申請に対する認可・不認可は、機構の設立、役員を選任の認可等に関する手続きを適時・適切に処理した。

主に機構の業務開始（平成 21 年 10 月 16 日）前に全国の地方自治体、金融機関及び地域企業の担当者を対象に説明会を開催（目標値＝5 回以上／年、実績値＝19 回／年）し、機構についての関心を高めることができた。

<効率性>

機構に関する説明会において、担当室は、主に機構の業務開始前に、機構法等の周知を

目的として開催し、機構は、業務開始後、機構業務等の周知を目的に開催した。このように、説明会開催時期と説明会の内容が重複しないよう、必要性を勘案しつつ実施した。

エ 主な課題と今後の取組方針

課題	今後の取組方針	
—	予算要求 (施策全体)	現行予算を継続。 <平成23年度概算要求 12百万円> (平成22年度予算 12百万円)
企業再生支援機構の認可申請に対する認可等に対する適切な対応	予算要求	現行予算を継続。 <平成23年度概算要求 12百万円> (平成22年度予算 12百万円)
	事務の改善等	必要性を勘案した上で改善を行う。
全国の地方公共団体、地域金融機関及び地域企業等を対象とした説明会の実施	予算要求	予算の縮減を行う。 <平成23年度概算要求 0百万円> (平成22年度予算 0.54百万円)
	事務の改善等	機構においても全国各地で説明会を実施していることを踏まえ、必要性を勘案した上で実施。

オ 有識者の意見等

なし

(2) 政府調達に係る苦情処理を通じた市場アクセスの改善〔政策統括官（経済財政運営担当）付政府調達苦情処理対策室〕

ア 施策の概要

政府調達苦情処理体制は、WTOの「政府調達協定」に基づいて閣議決定により整備され、内外無差別の原則の下、政府調達手続の透明性、公正性及び競争性の一層の向上を図ることを目的としている。

具体的には、苦情の申立てに応じて政府調達苦情検討委員会（以下、「委員会」という。）を開催し、政府調達協定等に基づいて苦情の検討を行う。また、我が国の政府調達苦情処理手続について、関係省庁や大使館で開催される政府調達セミナー等においてパンフレットを配布すること等により、制度の周知を図る。さらに、ホームページ（以下、「HP」という。）において、苦情処理体制・制度の内容や委員会における苦情申立ての検討結果等を公表している。

予算額	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	7	5	5

(単位：百万円)

イ 政策評価の結果

施策単位での評価		未集計等			
評価指標		19年度	20年度	21年度	達成度
政府調達苦情検討委員会報告書について、苦情の内容、処理に当	目標値	—	実施・公表	実施・公表	

たつての考え方を明確に公表	実績値	—	実施・公表	(※1)	未集計等
政府調達HPアクセス件数	目標値	前年度比増	前年度比増	前年度比増	
	実績値	8,182 件	15,463 件	21 年 4 月～ 6 月 =3,147 件 7 月～22 年 3 月= 65,889 件 (※2)	未集計等

※1 平成 21 年度においては、苦情申立てが 1 件あったものの却下となったため、委員会を開催して苦情を検討する必要がなかった。そのため、報告書の作成も行われていない。

※2 平成 21 年度においては、年度途中にHPアクセス数解析システムが変更となったことに伴い、アクセス数カウント方法も変更となったため、年度内でのデータの連続性がなくなった。そのため、同年度については、前年度との比較による評価ができない。

ウ 目標の達成状況の分析

<有効性>

政府調達セミナーにおいて苦情処理制度を紹介すること等の取組によって、HPアクセス件数が増加し、本施策について周知が広がることにより政府、政府関係機関及び地方公共団体が行う入札の不公平、不透明な部分を排除されることが期待される。

政府調達に関する苦情は、「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成 7 年 12 月 14 日政府調達苦情処理推進会議決定。以下、「処理手続」という。)により、申立てから 7 日以内に受理するか否かが委員会によって判断される。申立てが受理されたときは、委員会において苦情の検討がなされ、申立てから 90 日以内(建設工事に関するものは 50 日以内)に報告・提案がなされることとされている。このため、政府調達苦情処理制度が有効に機能したか否かを判断するには、申立て件数ではなく、申立てがあった際に委員会による検討が円滑になされるよう適切に対応したか否かに着目することが重要である。

平成 21 年度においては、平成 22 年 1 月に 1 件の苦情申立てがあったが、苦情申立人が処理手続に定める苦情申立人の要件を満たしていないため、委員会は本件申立てを受理せず、却下した。そのため、苦情を検討し、報告書を取りまとめる必要はなかった。委員会は苦情を検討する必要性は生じなかったものの、委員会は処理手続に従って 7 日以内に受理の可否を判断し、適切に対処したと考えられる。

また、申し立てられた苦情については、政府調達苦情処理推進会議幹事会によって、苦情の受付・処理状況とともに、四半期に 1 回公表されている。

<効率性>

本HPの運用については、外部業者への運用発注を行わず、府内担当室においてHP更新等の運用を行い、経費削減に努めている。

エ 主な課題と今後の取組方針

課題	今後の取組方針	
	予算要求 (施策全体)	現行予算を継続。 <平成 23 年度概算要求 4 百万円> (平成 22 年度予算 4 百万円)
政府調達セミナーを通じた企業等への積極的な制度周知を行う。	予算要求	現行予算を継続。
	事務の改善等	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて、HP改善及びパンフレットの増刷を行う。 HPアクセス件数については、年間 88,000 件を目指す(平成 22 年度政策評価実施計画より)。これに加え、各省等が行っている政府調達セミナー

		に参加し、参加企業（海外企業含む）に対して本施策の説明を行い、周知を図っていく。
政府調達苦情検討委員会報告書について、苦情の内容、処理に当たっての考え方を明確に公表する。	予算要求 事務の改善等	現行予算を継続。 引き続き、苦情申立てに対して適切に対応する。

オ 有識者の意見等

HPアクセス数について、政府調達苦情検討委員会委員長の田中康久氏に、平成22年6月に、以下の意見を伺った。

- ・ 政府調達苦情処理体制は、政府調達手続の透明性、公正性等を図ることを目的とするものであるから、今後とも、適切な方法を採用して、制度の周知に努めることが望ましい。

(3) 対日直接投資の増進〔政策統括官（経済財政運営担当）付 対日直接投資推進室〕

ア 施策の概要

対日直接投資の増進に関し、平成20年5月に対日投資有識者会議がとりまとめた「対日直接投資の抜本的な拡大に向けた5つの提言」を経済財政諮問会議に報告し、その提言のうち一部の施策が「経済財政改革の基本方針2008」に盛り込まれた。また、上記の提言を「対日直接投資加速プログラム」に盛り込むため、平成20年12月にプログラムの改定を行った。

また、2006年末には対GDP比で2.5%であった対日直接投資残高が2009年末には3.9%となり一定の成果があった。

2010年までに対日直接投資残高をGDP比で5%程度に倍増する目標の実現に向けて、平成20年12月に改定を行った「対日直接投資加速プログラム」の施策に積極的に取り組む必要がある。

予算額	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	64	55	44

(単位：百万円)

イ 政策評価の結果

施策単位での評価		A			
評価指標		19年度	20年度	21年度	達成度
① 対日直接投資残高をGDP比で5%程度までに倍増する。	目標値	5% (22年末)	5% (22年末)	5% (22年末)	
	実績値	2.7%	3.6%	3.9%	達成できた(A)
② 対日投資ホームページへのアクセス数	目標値	150万回	150万回	150万回	
	実績値	127万回	53万回	3万回	未集計等(注)

(注) 20年10月以降は外部が運営するウェブサイトから内閣府ウェブサイトに移行したため、アクセス数の集計方法が異なるため、年度ごとの実績値が大きく異なっている。

ウ 目標の達成状況の分析

<有効性>

対日直接投資の増進のため、平成20年5月に対日投資有識者会議がとりまとめた「対日直接投資の抜本的な拡大に向けた5つの提言」を経済財政諮問会議に報告した。その提言のうち一部の施策が「経済財政改革の基本方針2008」に盛り込まれた。また、上記の提言を「対

日直接投資加速プログラム」に盛り込むため、平成 20 年 12 月にプログラムの改定を行った。また、平成 21 年 7 月に北海道倶知安町にて地方対日投資会議を開催する等、更なる対日投資の増加及び地方への二次投資の促進のための努力をした。

その結果、平成 21 年末の対日直接投資残高は、対 GDP 比で 3.9%、18.4 兆円にまで増加した（平成 20 年末では対 GDP 比 3.6%）。対日投資 HP へのアクセス数については、目標達成に向けて進展があった。（20 年 10 月以降は外部が運営するウェブサイトから内閣府ウェブサイトに移行したため、アクセス数の集計方法が異なるため、年度ごとの実績値が大きく異なっている。）

<効率性>

平成 21 年度の執行において、会議開催数が予定よりも少なくなったこと等もあり、一部執行率が低下した。

エ 主な課題と今後の取組方針

課題	今後の取組方針	
対日直接投資残高を 2010 年末までに対 GDP 比 5%程度にまで倍増する。	予算要求	「新成長戦略」等に基づき要求。 〈平成 23 年度概算要求 20 百万円〉 （平成 22 年度予算 23 百万円）
	事務の改善等	・「新成長戦略」等に基づき、施策を推進する。 ・地方対日投資会議の開催により、対日投資増加の基盤整備を行う。

オ 有識者の意見等

なし

(4) 緊急雇用対策の推進〔政策統括官（経済財政運営担当）付参事官（産業雇用担当）〕

ア 施策の概要

緊急雇用対策の観点から、産業・雇用担当では、地域社会雇用創造事業を実施している。

同事業は、NPO・社会起業家等の「社会的企業」に資金・人材面などの総合的支援を行い、地域社会における事業と雇用を加速的に創造するために実施することとしている。具体的には、

- ・ 社会起業インキュベーション事業
NPOや社会的起業家など社会的企業等の創業・事業化を通じて、「地域社会雇用」を創造する。このため、社会起業プラン・コンペティション、スタートアップ等を支援する。（全体で800名を目標）
- ・ 社会的企業人材創出・インターンシップ事業
社会的企業分野におけるインターンシップを含めた人材創出に取り組む。（全体で12,000名を目標）

予算額	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度 (第二次補正)
	-	-	7,000

(単位：百万円)

イ 政策評価の結果

施策単位での評価		A			
評価指標		19年度	20年度	21年度	達成度
① 社会起業インキュベーション事業による社会的企業等の創業・事業化数	目標値	-	-	23年度末までに800件	
	実績値	-	-	0件	達成に向けて進展があった(A)
② 社会的企業人材創出・インターンシップ事業による社会的企業分野におけるインターンシップ者数	目標値		-	23年度末までに12,000人	
	実績値	-	-	0人	達成に向けて進展があった(A)

(注) 平成22年3月24日、25日交付決定を行い、公募により選定した12事業者により、事業開始。

ウ 目標の達成状況の分析

<有効性>

NPO等12事業者への補助金として3月24、25日に交付し、半期に一度の割合で、外部有識者から構成される選定・評価委員会を開催し、12事業者の事業計画書を確認し、事業の進捗状況把握を行っている。目標である創業事業化数800件、インターンシップ者数12,000人の達成に向けて、12事業者の事業計画通り順調に事業が進展している。

<効率性>

事業者の選定にあたっては、公募(2月1～19日)を行い、外部有識者で構成した選定・評価委員会において53の応募者の中から12の事業者を決定し、3月24、25日に交付決定を行い、適切・効率的に予算を執行した。

エ 主な課題と今後の取組方針

課題	今後の取組方針	
社会起業インキュベーション事業による社会的企業等の創業・事業化	予算要求	21年度限り(21年度第二次補正予算において設置した23年度末までの基金により事業実施中のため)
	事務の改善等	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO等12事業者への補助金として交付し、半期に一度の割合で、外部有識者から構成される選定・評価委員会を開催し、12事業者の事業計画書を確認し、事業の状況把握を行う。 ・また、各事業者ごとに外部監査法人を設置し、さらに事業全体の監査を別の外部監査法人が行うことによって、内閣府の全体の管理・監督のもと適切な執行及び監査を行う。
社会的企業人材創出・インターンシップ事業による社会的企業分野におけるインターンシップの実施	予算要求	21年度限り(21年度第二次補正予算において設置した23年度末までの基金により事業実施中のため)
	事務の改善等	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO等12事業者への補助金として交付し、半期に一度の割合で、外部有識者から構成される選定・評価委員会を開催し、12事業者の事業計画書を確認し、事業の状況把握を行う。 ・また、各事業者ごとに外部監査法人を設置し、さらに事業全体の監査を別の外部監査法人が行うことによって、内閣府

	の全体の管理・監督のもと適切な執行及び監査を行う。
--	---------------------------

オ 有識者の意見等

平成 22 年 3 月の選定・評価委員会において、有識者から以下のような意見を伺った。

- ・ 非営利事業は営利事業と異なり、利益面だけではなく「やりがい」などもポイントとなるため、事業を客観的に評価することが非常に難しい。営利事業とは違う見方で行う必要がある。
- ・ 事業期間は 3 年間だが、その後も本分野を継続して支援していくことが重要。
- ・ 70 億円という大きな予算を今回に限らず、今後にもつながる取り組みとするためには、PDCA サイクルを徹底することが必要。経済や雇用に貢献するのか、目に見えないものなのかはわからないが、成果を出してもらいたい。

(5) 道州制特区の推進〔政策統括官（経済財政運営担当）付道州制特区担当室〕

ア 施策の概要

道州制特区は、将来の道州制導入の検討に資するため、特定広域団体（現在は北海道のみ）からの提案を踏まえ、国からの事務・事業の移譲等を進めていく仕組みであり、その推進のために関係行政機関との連携を深め、実施状況調査を行うとともに、説明会の開催等を通じて、道州制導入に向けた国民的な論議の進展を図る。

予算額	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	6	5	6

(単位：百万円)

イ 政策評価の結果

施策単位での評価		未集計等			
評価指標		19 年度	20 年度	21 年度	達成度
シンポジウム・説明会の参加者数	目標値	—	2,700 人以上	2,700 人以上	未集計等(注)
	実績値	—	2,671 人	約 350 人	
道州制特別区域推進会議地方部会の実施	目標値	—	実施	実施	未集計等(注)
	実績値	—	実施	実施せず	

(注)：道州制特区の推進について、シンポジウム・説明会の参加者数及び道州制特別区域推進会議地方部会の実施という目標を設定したところであるが、「道州制ビジョン懇談会」が廃止され、その下部会合であったシンポジウムも開催されないこととなり、また、道州制特別区域推進会議も同様に当面実施しないこととなったため、未集計として取り扱うこととなった。

ウ 目標の達成状況の分析

<有効性>

平成 21 年 7 月（「道州制ビジョン懇談会」が廃止される以前）に道州制特区の取組を紹介するシンポジウムを開催したところ、多数の参加を得たほか、各種報道で紹介されるなど、道州制導入に向けた国民的な論議の進展に極めて有効であった。また、共催する経済団体や地方自治体とは、互いの広域的な取組について情報交換を行い、道州制に関する知見の共有に有益であった。

<効率性>

平成21年7月に道州制特区の取組を紹介するシンポジウムを九州にて開催した際には、経済団体との共催により費用を折半し、また運営を外注せず自前で行うなど、コスト削減に努めた。

エ 主な課題と今後の取組方針

課題	今後の取組方針	
—	予算要求 (施策全体)	現行予算から大幅削減。 <平成23年度概算要求 2.0百万円> (平成22年度予算 5.3百万円)
道州制特区について、説明会を開催し、道州制導入に向けた国民的な論議の進展を図る。	予算要求	現行予算を継続。
	事務の改善等	必要に応じて、適時・適切な改善を行う。
今後は、道州制特別区域計画に基づくフォローアップを行いつつ、関係行政機関との連携を深め、道州制特区の取組を推進する。	予算要求	フォローアップに係る予算を維持しつつ、関係行政機関との打合せに関する予算については所要の拡充を行う。
	事務の改善等	必要に応じて、適時・適切な改善を行う。

オ 有識者の意見等

なし

(6) 民間資金等活用事業の推進 (PFI 基本方針含む) [政策統括官 (経済社会システム担当) 民間資金等活用事業推進室]

ア 施策の概要

PFI がより積極的に活用されるよう、制度の見直しを行うほか、PFI に関する年次報告書 (アニュアルレポート) の作成等、各種 PFI に関する調査・分析等を通じて PFI の実施状況及び課題を整理し、PFI 推進委員会におけるガイドラインや基本的考え方等の整備を行うことで PFI に関する制度的課題、実務的課題の解決を図る。また、国際情報交換の実施、地方公共団体との意見交換会の開催等による普及啓発等に取り組む。

予算額	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	56	59	29

(単位：百万円)

イ 政策評価の結果

施策単位での評価		A			
評価指標		19 年度	20 年度	21 年度	達成度
「PFI 推進委員会報告—真の意味の官民のパートナーシップ (官民連携実現) に向けて—」で指摘された課題に対するフォロー	目標値	PFI事業の進捗状況の確認 (アニュアルレポート等の取りま	同左	同左	

ーアップ		とめによる PFI事業の進 捗状況の確 認)			
	実績値			確認（ウで 後述）	達成できた（A）

ウ 目標の達成状況の分析

<有効性>

平成22年3月30日に開催されたPFI推進委員会において「PFI推進委員会報告」（※参考1）（平成19年11月15日）で重点的に検討し速やかに措置を講ずべき課題に掲げられた、「契約の標準化の推進」に対応し、「PFI標準契約1（公用施設整備型・サービス購入型版）」（※参考2）としてとりまとめ、公表した。

平成22年9月9日公表のPFIアニュアルレポート2009において、PFI推進委員会報告に掲げられた課題に対する取組状況等につき報告がなされ、PFI事業導入に当たっての実践的な情報、ノウハウの蓄積・提供を行った。

<効率性>

当該施策に係る委託調査の実施に当たっては、一般競争入札及び総合評価方式にて実施する等、経費の削減に努めた。

エ 主な課題と今後の取組方針

課題	今後の取組方針	
PFI推進委員会が平成22年5月25日にPFI推進委員会報告(H19.11.15)を踏まえて公表した「中間的とりまとめ」の8項目の課題を解決するため、課題の規模や必要性を考慮の上、計画的に実施して行く。	予算要求	予算の拡充を検討 ＜平成23年度概算要求＞ 要求枠 63百万円 要望枠 15,200百万円 (平成22年度予算額 73百万円)
	事務の改善等	今後も引き続き一般競争入札及び総合評価方式を実施する事により経費の削減に努める。

オ 有識者の意見等

民間資金等活用事業推進委員会「中間的とりまとめ」（平成22年5月25日）及び第20回民間資金等活用事業推進委員会（平成22年2月9日）において以下のような有識者のご意見をいただいた。

- ・ PFIは公共施設等に関する事業を行う場合の一手法として着実に定着し、わが国経済の基盤を支える社会資本の効率的かつ効果的な整備に大きく貢献してきた。（中間的とりまとめ）
- ・ 業務要求水準の明確化とかあるいは契約書の標準化、こういったものを手がけてまいりまして、一定の成果を上げることができました。（2月9日委員会）

(7) 市場開放問題に係る苦情処理を通じた市場アクセスの改善〔政策統括官（経済社会システム担当）付参事官（市場システム担当）〕

ア 施策の概要

輸入手続等を含む市場開放問題及び輸入の円滑化に関する具体的苦情を内外の企業等から受け付け、規制改革会議等での調査・審議等所要の手続を行い、必要な改善措置を講じる等措置する。

予算額	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	7	7	7

(単位：百万円)

イ 政策評価の結果

施策単位での評価		A			
評価指標		19 年度	20 年度	21 年度	達成度
苦情解決比率（累積値）	目標値	苦情解決比率の前年度並み水準確保			
	実績値	99.85%	99.85%	99.85%	達成できた（A）

(注) 平成 19 年度以降は本評価年度までの苦情持込の実績は皆無となっているため、苦情解決比率は変わっていない。

ウ 目標の達成状況の分析

<有効性>

本事業の実施を通じてはこれまで 1,000 件余の苦情解決が実現され、これにより我が国に対する直接投資手続の合理化、政府調達を含む市場アクセスの促進が図られてきた点からその有効性は高い。

<効率性>

平成 21 年度までは、持ち込まれる苦情対応及び通訳・翻訳・報告書作成等の関連する付帯的事務経費として例年約 700 万円の予算を得ていたが、前掲のように苦情持込の実績は平成 19 年度以降皆無である。

エ 主な課題と今後の取組方針

課題	今後の取組方針	
市場開放問題に関する個別的な苦情受付とその処理	予算要求	現状並みの予算確保を検討 <平成 23 年度概算要求 0.4 百万円> (平成 22 年度予算 0.4 百万円)
	事務の改善等	苦情持込実績が近年皆無となっている状況に鑑み、必要に応じた通訳雇上げ経費等最小限の経費確保を図る。今後も引き続き必要性と事業の推移を勘案の上予算要求を行ってまいりたい。

オ 有識者の意見等

(8) 競争の導入による公共サービスの改革の推進（公共サービス改革基本方針含む）〔政策統括官（経済社会システム担当）公共サービス改革推進室〕

ア 施策の概要

公共サービス改革基本方針（以下「基本方針」という。）改定に関する事務に加え、競争

の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「法」という。）の着実かつ適正な運用を図るため、官民競争入札等の対象事業を実施する各省庁や地方公共団体に対する支援を含め、実務上生じる様々な課題についての調査・検討を行い、指針等を作成するなど、競争の導入による公共サービスの改革の推進を行う。

平成 21 年度には、新政権（昨年 9 月に成立した鳩山政権、及び鳩山政権を引き継いで本年 6 月に発足した菅政権。）の下で、公共サービス改革に全力で取り組んだ。その結果、平成 22 年 7 月 6 日には、公共サービス改革への取組を強化し、国民に分かりやすく政府の方針を示すために、基本方針を全面的に見直すとともに、平成 21 年 12 月に行政刷新担当大臣が示した改革の重点分野に関する検討結果を基本方針に反映させた。

予算額	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	84	63	51

（単位：百万円）

イ 政策評価の結果

施策単位での評価		A			
評価指標		19 年度	20 年度	21 年度	達成度
公共サービス改革の進捗状況	目標値	—	—	進捗状況の確認	
	実績値	—	—	確認（ウで後述）	達成できた（A）

ウ 目標の達成状況の分析

<有効性>

対象公共サービスの質の達成目標については、ほとんどの事業において、従来の質と同水準、同程度のものを設定しているが、これまでのところ民間事業者は概ね当該目標を達成している。コストについては、競争の導入や民間事業者の創意工夫を促すような実施要項の内容としていること等の結果、これまでに法に基づく入札を実施した事業では、平成 22 年 3 月末時点で総額約 182 億円、率にして 5 割強の削減効果を上げた。

なお、新政権においては、旧政権下では形骸化していた業務遂行における政務三役のコミットメントを強めた。昨年秋には、担当大臣の主導により改革対象の 11 重点分野を選定するとともに、事業者選定の透明性、公正性、競争性等の観点から当該分野の問題点を検討した。

その結果、平成 22 年 7 月 6 日の基本方針の閣議決定においては、従来に比べると相対的に規模の大きな対象公共サービスが選定された（従来の対象事業規模は年間 300 億円台であったのに対し、今次選定では同 1,000 億円程度となる見込み）。

<効率性>

当該施策に係る委託調査の実施に当たっては、全調査を一般競争入札（総合評価方式）にて実施する等、経費の削減に努めている。作業の進捗状況についても、調査期間中において少なくとも月 1 回以上は事業者からの報告を受けることとし、調査の適正な監督に努めている。

エ 主な課題と今後の取組方針

課題	今後の取組方針
----	---------

①対象公共サービスの事業規模が小さいこと。②官民競争入札の対象公共サービスの選定が少数にとどまっていること。③多数の余剰人員が生じる可能性のある事業を対象として選定することが難しいこと。④安値で落札される場合、対象公共サービスの質の低下等の弊害が生じるケースがあること。⑤実施要項の作成等の事前準備の負担が大きいこと。⑥政治のコミットメントが弱いこと。	予算要求	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の課題に対応するべく、公共サービス改革基本方針（平成 22 年 7 月 6 日閣議決定）に沿って改革に取り組む。 ・平成 20 年度～22 年度まで予算の減額を続け、可能な限りの合理化を行っているところであるが、さらなる合理化の検討を行った上、減額要求としている。 <p><平成 23 年度概算要求 44 百万円> (平成 22 年度予算 49 百万円)</p>
	事務の改善等	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施策に係る委託調査の実施に当たっては、引き続き全調査を一般競争入札（総合評価方式）にて実施する等、経費の削減に努める。

オ 有識者の意見等

平成 22 年 5 月 26 日の官民競争入札等監理委員会では、公共サービス改革基本方針改定の方向性について議論した際、落合誠一委員長より従来の公共サービス改革基本方針について、「公共サービス改革基本方針という名前が付いている割には余り基本的な政策目標というか、一種のマニフェスト的なものが従来は余り見えなかったという点は今、大塚副大臣が言われた通りであり、そのような内容【注】にすることについて、各委員も賛成であるということでありますので、そのような方向で監理委員会としても取り組みたいと思います。」との発言をいただいた。

【注】改定の方向性については、同日の監理委員会における大塚内閣府副大臣配付資料参照。

(9) 国内の経済動向の分析〔政策統括官(経済財政分析担当)付参事官(総括担当)〕

ア 施策の概要

国内経済動向について幅広い情報収集体制の確立や調査を行い、マクロ経済の現状や経済財政政策の状況を迅速に把握する。毎月一回、内外の経済動向に関する客観的な分析・検討を行い、「月例経済報告」を作成、政府としての景気判断を示し「月例経済報告等に関する関係閣僚会議」に報告した後に公表している。毎年一回、我が国経済・財政の現状を総合的に分析し、日本経済が抱える課題の解決等に資する「年次経済財政報告」（通称「経済財政白書」）を作成し、閣議において配布の上、公表している。また、「経済財政白書」公表後の我が国経済の分析を毎年一回「日本経済」として公表している。

予算額	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	74	81	77

(単位：百万円)

イ 政策評価の結果

施策単位での評価		A			
評価指標		19 年度	20 年度	21 年度	達成度
①月例経済報告のホームページへの掲載状況	目標値	公表後毎月掲載	公表後毎月掲載	公表後毎月掲載	
	実績値	公表後毎月掲載	公表後毎月掲載	公表後毎月掲載	達成できた(A)
②年次経済財政報告のホームページへの掲載状況	目標値	公表後毎年掲載	公表後毎年掲載	公表後毎年掲載	

	実績値	公表後毎年掲載	公表後毎年掲載	公表後毎年掲載	達成できた(A)
③日本経済のホームページへの掲載状況	目標値	公表後毎年掲載	公表後毎年掲載	公表後毎年掲載	
	実績値	公表後毎年掲載	公表後毎年掲載	公表後毎年掲載	達成できた(A)
④主要な会議等への取り上げの有無	目標値	月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ	月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ	月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ	
	実績値	月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ	月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ	月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ	達成できた(A)
⑤各マスメディアへの掲載	目標値	主要紙にて記事掲載	主要紙にて記事掲載	主要紙にて記事掲載	
	実績値	主要紙にて記事掲載	主要紙にて記事掲載	主要紙にて記事掲載	達成できた(A)

ウ 目標の達成状況の分析

<有効性>

国内の経済動向についての調査分析結果等は、月例経済報告等に関する関係閣僚会議等へ報告され、経済財政政策への貢献が図られている。また、「月例経済報告」や「経済財政白書」等の公表物及び消費総合指数等の指標等をホームページに掲載し、広く国民への情報提供に努めているなど、各方面からのニーズに対応した質の高い調査分析結果を提供するという目標は達成されている。

<効率性>

「月例経済報告」や「経済財政白書」等の印刷物などについての発注の際には、一般競争入札や複数の企業から見積もりを取るなどして業者を選定しており、効率的な予算執行に努めているところである。

エ 主な課題と今後の取組方針

課題	今後の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> 国内の経済動向の分析 昨今の経済情勢に鑑み、情報収集体制を強化し、調査分析結果に反映していく必要がある。 	予算要求(施策全体) 政策運営に資する調査分析結果を提供するために必要な予算額(要望枠含む)の拡充を検討。 <平成23年度概算要求56百万円> (平成22年度予算68百万円)
	事務の改善等 適切なテーマの選定、内容の充実、外部への十分な周知に取り組む。

オ 有識者の意見等

ドイツ証券株式会社 深谷 幸司 シニア為替ストラテジストのご意見
(平成22年7月9日)

・月例経済報告

政府としての景気状況の現状把握、認識の表明、政策スタンスを明確にすること、メッセージを伝えることは有用。市場関係者としては、当面の経済の方向性および政府の認識を確認することで、政策の方向性を読むことができる。前回報告との対比を明確にしていることで、限界的な景気動向の変化、政府認識の変化、が示されており、それによって方向感がつかみやすくなっていることは有効である。一方、日銀においても月報を出してい

ることから、それとの整合性については常に気にかかるところ。この点、政府と日銀の景況判断に格差はないのか、あるのか。それが政策動向に与える影響は。といった点は、常に意識されている。

・経済財政白書

月例経済報告との対比でいえば、自ずとその役割は、中長期的な、あるいは構造的な視点からの経済情勢分析となすべきである。この点、カバーはされており、やや落ち着いて経済情勢を考えるうえでは参考になる。マクロ分析担当のエコノミストにとっては有用だろう。内容については、現状分析でありながらも、より構造的な部分に突っ込んだ内容であること、中長期的なトレンド、経済構造問題に照らして、1年間の動きがどうであったのか、どう位置づけられるべきか、といった視座が有効であり、経済構造改革などの政策判断に役立つ分析、となるべき。やや突っ込むとすれば、その先の政策対応がにじみ出るのが望ましいのではないか。

・日本経済

経済財政白書のフォローアップという点、あるいは、変化の激しい昨今の経済情勢にあっては、その存在意義はあろう。経済財政白書と月例経済報告の中間的な存在、ただし分析の深さからは白書に近い、といった位置づけと考える。

・報告書テーマの妥当性

経済財政白書、日本経済、ともに、概ね妥当だったと考える。この間の分析としては、世界経済全体の動向と密接不可分であり、日本経済の弱みと強みを双方浮き彫りにすることが期待される。さらに、日本経済にとっての課題を、今一度明確にし、それを政策につなげていく姿勢の継続が期待される。

・今後扱うべきテーマについて

財政政策、日本の財政再建、およびグローバルにみた場合の先進国における財政再建の動き、そのインパクトや、どのような姿で実施されるべきか、あるいは、実施された場合の予想される経済への影響などまた、引き続き、日本経済の課題を問いつづけ、どこをどのように変えていく必要があるのか、ビジョンを提示していくことが望ましい。

(10) 国内の経済動向に係る産業及び地域経済の分析〔政策統括官(経済財政分析担当)付参事官(地域担当)〕

ア 施策の概要

地域経済の動向や問題点を的確に把握するため、地域経済について幅広い情報収集体制を確立するとともに、地域経済動向に関する調査を行い、地域の現状に応じたきめ細かな政策立案に貢献する。毎月一回、全国11地域の景気ウォッチャー2,050人からの景気判断に関する回答を取りまとめ、「景気ウォッチャー調査」を公表している。四半期に一回、全国11地域の経済動向について取りまとめ、「地域経済動向」を作成・公表している。毎年一回、地域経済を総合的に分析し、特定のテーマについてより深い調査・分析を行い、「地域の経済」を作成・公表している。

予算額	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	157	155	144

(単位：百万円)

イ 政策評価の結果

施策単位での評価	A			
評価指標	19年度	20年度	21年度	達成度

①「景気ウォッチャー調査」 報告書公表日	目標値	調査終了後 6営業日	調査終了後 6営業日	調査終了後 6営業日	
	実績値	調査終了後 6営業日	調査終了後 6営業日	調査終了後 6営業日	達成できた(A)
②「景気ウォッチャー調査」 報告書の配布箇所数	目標値	59ヶ所	59ヶ所	59ヶ所	
	実績値	59ヶ所	62ヶ所	59ヶ所	達成できた(A)
③「景気ウォッチャー調査」 マスメディアにおける報道の状 況	目標値	70件	70件	70件	
	実績値	78件	93件	110件	目標以上の成果を 達成できた(S)
④「景気ウォッチャー調査」 ホームページのアクセス件数	目標値	42,475件	42,475件	42,475件	
	実績値	43,436件	78,659件	78,796件	未集計等(※1)
⑤「地域経済動向」 報告書公表日	目標値	年4回(2, 5, 8, 11 月)	年4回(2, 5, 8, 11 月)	年4回(2, 5, 8, 11 月)	
	実績値	2月, 5月, 8月, 11月	2月, 5月, 8月, 11月	2月, 5月, 8月, 11月	達成できた(A)
⑥「地域経済動向」 関係団体、企業へのヒアリング	目標値	132回	132回	132回	
	実績値	156回	154回	132回	達成できた(A)
⑦「地域経済動向」 報告書の配布箇所数	目標値	101ヶ所	101ヶ所	101ヶ所	
	実績値	197ヶ所	186ヶ所	189ヶ所	目標以上の成果を 達成できた(S)
⑧「地域経済動向」 マスメディアにおける報道の状 況	目標値	18件	18件	18件	
	実績値	21件	27件	35件	目標以上の成果を 達成できた(S)
⑨「地域経済動向」 ホームページのアクセス件数	目標値	11,735件	11,735件	11,735件	
	実績値	11,682件	20,785件	15,128件	未集計等(※1)
⑩「地域の経済」 報告書公表日	目標値	年1回(12 月末まで)	年1回(年 度内)	年1回(年 度内)	
	実績値	平成19年 11月30日	平成20年 12月25日	平成21年 12月24日	達成できた(A)
⑪「地域の経済」 報告書の配布箇所	目標値	88ヶ所	88ヶ所	88ヶ所	
	実績値	136ヶ所	218ヶ所	213ヶ所	目標以上の成果を 達成できた(S)
⑫「地域の経済」 マスメディアにおける報道の状 況	目標値	4件	4件	4件	
	実績値	2件	3件	4件	達成できた(A)
⑬「地域の経済」 ホームページのアクセス件数	目標値	9,751件	9,751件	9,751件	
	実績値	10,936件	5,321件	3,657件	未集計等(※1)
⑭上記報告書の月例経済報告等 への活用状況	目標値	19件	19件	19件	
	実績値	「景気ウォ ッチャー調 査」21件 「地域経済 動向」4件	「景気ウォ ッチャー調 査」37件 「地域経済 動向」4件	「景気ウォ ッチャー調 査」45件 「地域経済 動向」12件	目標以上の成果を 達成できた(S)

※1 平成21年度においては、年度途中にHPアクセス数解析システムが変更となったことに伴い、アクセス数カウント方法も変更となったため、年度内でのデータの連続性がなくなった。そのため、同年度については、前年度との比較による評価ができない。

ウ 目標の達成状況の分析

<有効性>

地域経済動向の分析を広く示すことにより、地域経済動向の迅速かつ適切な把握、経済財政政策の形成、政策論議への貢献等を図るという目標達成に向けて、「景気ウォッチャー調査」、「地域経済動向」及び「地域の経済」の作成・公表、報告書に基づく経済財政部局への情報提供等を実施するとともに公表物はホームページに掲載し広く国民への情報提供に努めており、目標年度における施策目標は概ね達成されている。

<効率性>

「景気ウォッチャー調査」、「地域経済動向」及び「地域の経済」の印刷物等についての発注の際には、一般競争入札や複数の企業から見積もりを取るなどして業者を選定しており、効率的な予算執行に努めているところである。

エ 主な課題と今後の取組方針

課題	今後の取組方針
・国内の経済動向に係る産業及び地域経済の分析地域経済に関する指標の総合性・迅速性を強化し、調査分析結果に反映していく必要がある。	予算要求 (施策全体) 県別月次経済指標の公表のための新たな作業発生により、同指標の作成・改善作業関連予算(要望枠含む)の拡充を検討。 〈平成23年度概算要求117百万円〉 〈平成22年度予算128百万円〉
	事務の改善等 同指標の「地域経済動向」への活用、外部への十分な周知に取り組む。

オ 有識者の意見等

三井住友アセットマネジメント株式会社 宅森昭吉 チーフエコノミストのご意見
(平成22年7月1日)

- ・「景気ウォッチャー調査」は、回答率も約9割と高く、景気への先行性もみられ、地域別の値を出していることから、先行・速報性のある地域経済指標として高く評価できる。今後は、季節調整値の検討、産業構造のウェイトに準じたウォッチャー構成比の見直しの検討、一般利用者がビジネスに活用できるようコメントの内容に幅を持たせるような工夫などの検討を進めてはどうか。
- ・「地域経済動向」は、各地域の景況判断について、地域間の横の比較、過去からの縦の比較がしやすいよう公表資料に工夫がされており非常に分かりやすい。今後は、公表資料に掲載している「地域別景況インデックス」に代わる指標として現在試算中の「県別月次経済指標」を前面に出し独自性を強化するとともに、月次公表化を進めて利用価値を高めて頂きたい。
- ・「地域の経済」は、内容のインパクトが弱い。事例を取り上げているが、単なる例示に終わってしまっている。今後は事例についても、他の地域でも真似したらなんとかなると思わせるような、具体例を選ぶとともに、「よく頑張った地域」などのキャッチフレーズやランキングを作る等、アイデアを散りばめると一般にも分かりやすく、注目度が上がるのではないかと。

(11) 海外の経済動向の分析〔政策統括官(経済財政分析担当)付参事官(海外担当)〕

ア 施策の概要

我が国の経済財政政策運営に資するため、海外経済動向・国際金融情勢について、

景気判断やマクロ経済政策を中心に分析を行い、「月例経済報告」の海外経済部分を作成し、「月例経済報告等に関する関係閣僚会議」に報告した後、公表している。また、海外経済動向・国際金融情勢を幅広くより深く総合的に分析することにより、我が国の経済財政政策運営に資するため「世界経済の潮流」を作成、公表している。OECD各国経済審査会合等の国際会議に出席し、会議での議論と報告書の取りまとめに参画している。

予算額	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	45	45	46

(単位：百万円)

イ 政策評価の結果

施策単位での評価		A			
評価指標		19 年度	20 年度	21 年度	達成度
①各マスメディアへの掲載	目標値	—	—	主要紙にて記事掲載	
	実績値	—	—	主要紙にて記事掲載	達成できた(A)
②主要な会議等への取り上げの有無	目標値	—	主要な会議等への取り上げ	主要な会議等への取り上げ	
	実績値	—	月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ	月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ	達成できた(A)
③「世界経済の潮流」のHPにおけるアクセス件数	目標値	—	前年以上の水準	—	
	実績値	—	58,326 件	47,799 件	未集計等(※1)

※1 平成 21 年度においては、年度途中でHPアクセス数解析システムが変更となったことに伴い、アクセス数カウント方法も変更となったため、年度内でのデータの連続性がなくなった。そのため、同年度については、前年度との比較による評価ができない。

ウ 目標の達成状況の分析

<有効性>

海外経済動向・国際金融情勢に関する的確な情報の収集と調査・分析を行い、我が国の経済財政政策運営のための基礎資料を提出し、我が国の経済財政政策の適切かつ機動的な運営に資している。

<効率性>

印刷物等についての発注の際には、一般競争入札や複数の企業から見積りを取り、最も廉価な業者に発注するなど、効率的な予算執行に努めている。

エ 主な課題と今後の取組方針

課題	今後の取組方針
・海外経済動向・国際金融情勢の分析 引き続き迅速かつ的確な情報の収集、経済財政運営にかかる政策立案に資する質の高い分析結果の提供を行	予算要求(施策全体) 的確な情報収集、質の高い分析結果の提供のため、情報収集作業関連予算(要望枠含む)の拡充を検討。 (平成 23 年度概算要求 37 百万円)

う必要がある。		(平成 22 年度予算 41 百万円)
	事務の改善等	限られた予算、人員の中で、情報通信技術の活用による調査・分析業務の効率化を図る。

オ 有識者の意見等

財団法人連合総合生活開発研究所 薦田 成 所長のご意見(平成 22 年 7 月 1 日)
(月例経済報告(海外経済部分)について)

- 2009 年春からの我が国経済の回復は、海外経済の堅調な回復に牽引されている面が強い。したがって、海外経済動向の的確な把握が、従来にもまして重要になっている。こうしたなかで、月例経済報告(海外経済部分)は、世界金融危機からの回復過程にある各地域・国の経済情勢の変化について、毎月、適切な判断を示している。
- アジア経済の分析においては、2010 年 1 月から、インドについて個別に判断を示す等の、内容の充実が図られている。過去においては、米国の内需が世界経済回復の牽引役となるが多かったのに対し、今回の世界金融危機後においては、アジア経済、しかもその内需が回復の牽引役となっていることから、世界経済の地域構造変化を踏まえた、時宜にかなった改善と評価される。
- また、ギリシャ財政危機等、世界経済及び日本経済に波及する危険のある諸問題について、適時に、迅速かつ有用な分析が行われている。今後も、こうした、ルーティンの分析の枠を超える事柄について、適時適切な分析にもとづいた情報の発信が大いに期待される。(世界経済の潮流について)
- 「世界経済の潮流」2009 年 II 号では、第 1 章において、二番底懸念もある中で、世界経済の回復の持続性を検証するとともに、第 2 章においては、世界金融危機に対する各国の経済政策とこれらの緊急避難的な政策対応をいかにして平時モードに戻していくかの出口戦略について、的確な分析を行っており、近い将来に必要となる政策立案・判断に対して、有用な検討材料を提供した。
- 2010 年 I 号の第 1 章では、世界経済の現状について、特に大きな不安要素となったギリシャ財政危機及びその影響の波及に焦点を当てて分析している。第 2 章では、アジア経済の長期的発展の条件について分析し、特に、現時点で内需拡大を続けているアジアが、将来的には人口減少という負荷を負うことに焦点を当てて、人口構造の変化を踏まえた長期経済見通しの推計など、興味深い情報を提供している。
- 「世界経済の潮流」2009 年 II 号、2010 年 I 号に共通することとして、短期及び中長期を見据えた未来志向の分析であることが挙げられる。第 2 章にとりあげたテーマの、出口戦略、あるいは、アジアの長期的発展についていえば、いずれも、将来的に日本自身が同様の課題に直面する、もしくは世界及び日本経済に大きな影響を及ぼす事柄であるにもかかわらず、他にはあまり見られない分析であり、高く評価できる。こうした分析における工夫は、いずれの第 3 章においても、これからの世界経済の見通しとリスクを、極めてわかりやすく示しているところにもみられる。今後においても、関心を有する多くの人の情報提供ニーズに応え、そして、政策立案・判断に資する未来志向の分析を、一層精力的に行うよう、強く期待している。

(参考 1) 関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
新成長戦略	平成 22 年 6 月 18 日(閣議決定)	7. 法人実効税率引下げとアジア拠点化の推進等 日本に立地する企業の競争力強化と外資系企業の立地促進のため、法人実効税率を主要国並みに引き下げる。その際、租税特別措置などあらゆる税制措置を抜本的に見直し、課税ベースの拡大を含め税源の確保に留意し、雇用の確保及び企業の立地環境の改善が緊急の

		課題であることも踏まえ、税率を段階的に引き下げる。 また、日本を「アジア拠点」として復活させるため、高度人材等雇用への貢献度等と連動したアジア本社・研究開発拠点等の誘致・集積を促す税制措置を含むインセンティブ制度について、2011年度からの実施を目指して検討する。 加えて、日本の事業環境の魅力を上向きさせるためのヒト・モノ・カネの流れを円滑化する制度改革等を盛り込んだ「アジア拠点化・対日直接投資促進プログラム(仮称)」を2010年末を目途に策定する。あわせて、輸出貨物に係るいわゆる「保税搬入原則」の見直し等を含む、貿易関連手続の一層の円滑化を行う。 これにより、日本の立地する企業の競争力を向上させ、雇用増につなげる。また、高付加価値型外資企業の立地促進等により外資企業による雇用倍増を実現し、対内直接投資を倍増させる。
新成長戦略	平成22年6月18日(閣議決定)	(6)雇用・人材戦略 (地域雇用創造と「ディーセント・ワーク」の実現) 国民の新たな参加と活躍が期待される雇用の場の確保のために、雇用の「量的拡大」を図る。このため、成長分野を中心に、地域に根ざした雇用創造を推進する。また、「新しい公共」の担い手育成の観点から、NPOや社会起業家など「社会的企業」が主導する「地域社会雇用創造」を推進する。
明日の安心と成長のための緊急経済対策	平成21年12月8日(閣議決定)	<緊急対応> (4)緊急雇用創造の拡充 成長分野を中心とした雇用創造を推進するため、先般策定した「緊急雇用創造プログラム」の拡充を図る。 ○地域社会雇用創造事業の創設 (7)社会起業インキュベーション事業 NPOや社会起業家など社会的企業等の創業・事業化を通じて、「地域社会雇用」を創造する。このため、社会起業プラン・コンペティションを通じて、スタートアップ等を支援する。 (4)社会的企業人材創出・インターンシップ事業 社会的企業分野におけるインターンシップを含めた人材創出に取り組む。
緊急雇用対策	平成21年10月23日(緊急雇用対策本部)	<地域社会雇用創造> ○雇用支援分野での「社会的企業」の活用 ・新たな雇用の場として、NPOや社会起業家などが参加する「社会的企業」主導の「地域社会雇用創造」を推進する。特に、若者など困難に直面する人々を雇用に結びつける雇用支援分野での活用を目指す(「緊急人材育成支援事業」、「ふるさと雇用再生特別基金事業」及び「緊急雇用創出事業」の活用)。 ※社会的企業；社会的課題の解決を目的とした収益事業に取り組むもの。雇用支援分野ではイタリアの社会的協同組合B型やイギリスのグラウンドワークなどがある。 ・NPO法人等の社会的企業が保育所との連携の下に行う家庭的保育事業の試行的実施(離職者等を雇用して家庭的保育者研修を実施した上で利用者との契約により自宅で乳幼児を保育、安心こども基金を活用して実施)
第173回国会施政方針演説	平成21年10月26日	「「地域主権」改革を断行します。」
第174回国会施政方針演説	平成22年1月29日	「地域主権の実現は、(途中略)鳩山内閣の改革の一丁目一番地です。」
第174回国会菅総理大臣所信表明演説	平成22年6月11日	地域の活性化に向け、真に必要な社会資本整備については、民間の知恵と資金を活用して戦略的に進めるとともに、意欲あふれる中小企業を応援します。
新成長戦略	平成22年6月18日閣議決定	国、地方ともに財政状況が極めて厳しい中、必要な社会資本整備や既存施設の維持管理・更新需要に最大限民間で対応していく必要がある。 そのため、PFI制度にコンセッション方式を導入し、既存の法制度(いわゆる公物管理法)の特例を設けることにより公物管理権の民間への部分開放を進める。あわせて公務員の民間への出向の円滑

		化、民間資金導入のための制度整備、地方公共団体への支援体制の充実など、PFI 制度の拡充を 2011 年に行う。 これにより、PFI 事業規模について、2020 年までの 11 年間で、少なくとも約 10 兆円以上（民間資金等の活用による公共施設等の整備に関する法律施行から 2009 年末までの 11 年間の事業規模累計約 4.7 兆円の 2 倍以上）の拡大を目指す。
新成長戦略	平成 22 年 6 月 18 日 閣議決定	（国民参加基準） 行政が独占してきた「公」を企業、NPO 等に関き、国民が積極的に公に参画することを重視する。このため、行政による直轄事業を見直し、企業、NPO 等の参画を認める事業、民間資金等活用事業や公共サービス改革を進める事業を重視する。また、何が必要かの選択について、国民が積極的に意見を述べる機会の拡大を目指す。

（参考 2）文献及びデータ等

- ・ 政府調達苦情処理体制（CHANS）ホームページ
（http://www5.cao.go.jp/access/japan/chans_main_j.html）
- ・ 「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成 7 年 12 月 14 日政府調達苦情処理推進会議議長決定）
- ・ 「対日直接投資の抜本的な拡大に向けた 5 つの提言」（平成 20 年 5 月 経済財政諮問会議報告）
- ・ 改訂版「対日直接投資加速プログラム」（平成 20 年 12 月 対日投資有識者会議了承）
- ・ 道州制特別区域基本方針（平成 19 年 1 月 30 日閣議決定、平成 20 年 3 月 21 日一部変更、平成 21 年 3 月 27 日一部変更、平成 22 年 3 月 26 日一部変更）
- ・ PFI 推進委員会報告－真の意味の官民のパートナーシップ（官民連携）実現に向けて－（平成 19 年 11 月 15 日 民間資金等活用事業推進委員会）（※参考 1）
http://www8.cao.go.jp/pfi/iinkai_houkoku.html#h19
- ・ PFI 標準契約 1（公用施設整備型・サービス購入型版）（平成 22 年 3 月 30 日 民間資金等活用事業推進委員会）（※参考 2）
<http://www8.cao.go.jp/pfi/keiyaku1.html>
- ・ PFI アンニュアルレポート 2009（平成 22 年 7 月公表予定）
- ・ 公共サービス改革基本方針（平成 22 年 7 月 6 日閣議決定）
- ・ 「お役所仕事」から「国民本位の公共サービス」へー公共サービス改革報告書（2006～2009 年）ー（平成 21 年 5 月 15 日官民競争入札等監理委員会取りまとめ）
- ・ 内閣府 「月例経済報告」
- ・ 内閣府 「年次経済財政報告」
- ・ 内閣府 「日本経済」
- ・ 内閣府 「景気ウォッチャー調査」
- ・ 内閣府 「地域経済動向」
- ・ 内閣府 「地域の経済」
- ・ 内閣府 「世界経済の潮流」
- ・ 主要会議における提出資料
- ・ 各マスメディアにおける報道媒体掲載実績（資料 1）

（参考 3）測定指標の設定の考え方

測定指標		設定の考え方
(1)	企業再生支援機構の認可申請に対する認可・不認可を行う	機構の管理、監督の一環として行う機構の認可申請に対する認可・不認可を目標として設定した。
	全国の地方自治体、地域金融機関及び地域企業等を対象にした説明会の実施	機構に対する理解の醸成を図ることを目的として実施する説明会の開催回数を目標として設定した。
(2)	政府調達苦情検討委員会報告書について、苦情の内容、処理に当たっての考え方を明確に公表	近年の実績を踏まえて目標設定した。
	政府調達HPアクセス数	昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。
(3)	対日直接投資残高を GDP 比で 5%程度までに倍増する。	これまでに施政方針演説において歴代の総理からも政府全体としての目標達成が公言されているため、実績値を踏まえて目標値を設定した。

	対日投資ホームページへのアクセス数	対日投資促進について、国民及び海外投資家の認知度・関心度を把握するための指標としてふさわしいため。実績値を踏まえて目標値を設定した。
(4)	社会起業インキュベーション事業による社会的企業等の創業・事業化数	社会的企業の開業数が増加することにより、社会的企業が雇用の大きな受け皿となることが期待されるため。事業計画に基づき、目標値を設定した。
	社会的企業人材創出・インターンシップ事業による社会的企業分野におけるインターンシップ者数	社会的企業に携わることができる人材が多く創出されることにより、社会的企業の産業規模が拡大し、社会的企業が雇用の大きな受け皿となることが期待されるため。事業計画に基づき、目標値を設定した。
(5)	シンポジウム・説明会の参加者数	昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。
	道州制特別区域推進会議地方部会の実施	昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。
(6)	「PFI 推進委員会報告―真の意味の官民のパートナーシップ（官民連携）に向けて―」で指摘された課題に対する施策のフォローアップ	アニュアルレポート等の作成を通じ、PFI 推進委員会報告で指摘された課題の取組状況を確認することを目標値として設定した。
(7)	苦情解決比率（累積値）	平成 19 年度以降苦情申出はなく、また、過去の案件は全て解決済みであることから、累積値はほぼ 100%である。 これを踏まえ、今後苦情がある場合にも解決に向け努力することを「前年度並水準確保」という目標値の設定で示した。
(8)	公共サービス改革の進捗状況	公共サービス改革法に基づき、毎年度、公共サービス改革基本方針を見直す中で、公共サービス改革の進捗状況を確認することを目標値として設定した。
(9)-① ② ③	各報告書のHPへの掲載状況 「月例経済報告」 「年次経済財政報告」 「日本経済」	当該施策は、国内経済動向について情報収集、分析を行い国民に情報発信する機能と、分析結果を関連部局等を含め広く提供することにより経済財政政策等の論議への貢献を図るものとなっている。このため、国内経済動向の迅速な分析情報の提供状況を数値として把握するためには、ホームページやマスメディアの掲載状況、各種報告書への反映状況を指標として設定することが適当と考えており、そうした指標に基づき達成状況を確認することとしている。
(9)-④ ⑤	主要な会議等への取り上げの有無 各マスメディアにおける掲載	
(10)-① ⑤ ⑩	報告書公表日 各報告書を目標通りに公表	統計及び地域経済の動向に関する調査・分析結果を、予定通りにタイムリーかつ迅速に提供することを目標とした。
(10)-⑥	関係団体、企業へのヒアリング 「地域経済動向」作成時に 132 回のヒアリングを実施	地域経済の動向把握には、各地域の様々な経済主体の生の声をより多くヒアリングし、分析に生かすことが不可欠であることから、19 年度と同程度の回数を目標とした。
(10)-② ⑦ ⑪	報告書の配布箇所数 「景気ウォッチャー」59ヶ所 「地域経済動向」101ヶ所 「地域の経済」88ヶ所に配布。	各報告書をより広く周知するため、19 年度と同程度の配布を実施することを目標とした。
(10)-⑭	月例経済報告等への活用状況 各報告書の結果が、月例経済報告等で 19 件活用されること。	我が国経済動向の適切な把握、経済財政政策の形成等へ果たす貢献度を測る指標として、各報告書の成果が、月例経済報告に関する閣僚会議等の主要な会議で、19 年度と同程度取り上げられることを目標とした。

(10)-③ ⑧ ⑫	マスメディアにおける報道の状況 「景気ウォッチャー」70件 「地域経済動向」18件 「地域の動向」4件	各報告書についてより多くの人々の関心を得ることが重要であることから、それを示す指標の一つとして、各種新聞記事に19年度と同程度掲載されることを目標とした。
(10)-④ ⑨ ⑬	ホームページへのアクセス件数 「景気ウォッチャー」42,475件 「地域経済動向」11,735件 「地域の動向」9,731件	各報告書についてより多くの人々の関心を得ることが重要であることから、それを示す指標の一つとして、19年度と同程度のホームページへのアクセス件数を目標とした。
(11)-① ② ③	各マスメディアへの掲載 ② 主要な会議等への取り上げの有無 ③ 「世界経済の潮流」のHPにおけるアクセス件数 (H20年度：58,326件)	当該施策は、海外経済動向・国際金融情勢に関する情報の収集と調査・分析を行い、我が国の経済財政政策運営のための基礎資料を提供し、政策立案に資すること及び幅広い情報提供を目的としている。そのため、これらの指標を目標として設定している。